

サンケイ化学 農薬登録情報

サンケイクムラス

水和硫黄剤

登録番号：農林水産省登録第 21874 号（登録会社：サンケイ化学株式会社）

有効成分：硫黄・・・・・・・・79.2%（FRACコード：M2 IRACコード：UN）

毒性：普通物（毒物及び劇物に該当しないものを指している通称）

販売エリア：全国

適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「サンケイクムラス」は令和 8 年 9 月 9 日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

【適用病害虫の範囲及び使用方法（変更内容）】

- ・作物名「ぶどう」の使用時期「休眠期」を「収穫後～発芽前」に変更する。

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	硫黄を含む農薬の 総使用回数
ぶどう	ブドウハモグリ ダニ	300 倍	200～700L /10a	収穫後～ 発芽前	-	散布	-

【使用上の注意事項の変更等について】

以下のように変更する。

使用上の注意事項

- （１）散布液調製の際には展着剤を加用し、調製後は速やかに使用すること。
- （２）石灰硫黄合剤、ボルドー液との混用はさけること。
- （３）マシン油乳剤との混用及びマシン油乳剤散布後 14 日以内の近接散布はさけること。
- （４）気温が高くなるに従って薬害を生じやすくなるので、高温ほど散布液の濃度を所定の範囲内でうすくして使用すること。なお、夏期高温時（28℃以上）の散布はさけること。
- （５）うり類（きゅうり、まくわうり等）など硫黄剤に弱い作物への使用はさけること。
- （６）なしに使用する場合、春期以降で葉の退色、落葉、花卉焼けが生じるおそれがあるので、発芽前までに使用すること。
- （７）ぶどうに使用する場合、薬害が生じるおそれがあるので、収穫後～発芽前以外での使用はさけること。
- （８）本剤は蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- （９）適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。



サンケイ化学株式会社

本社 〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄二丁目9番地

TEL:099-268-7588

東京本社 〒110-0005 東京都台東区上野七丁目6-11 第一下谷ビル3F

TEL:03-3845-7951

大阪営業所 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島二丁目14-6 新大阪第2ドイビル3F

TEL:06-6305-5871

東京営業部 〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1

TEL:048-551-2122

福岡営業所 〒818-0059 福岡県筑紫野市塔原東四丁目15-13

TEL:050-3508-7912

宮崎事務所 〒880-0056 宮崎県宮崎市神宮東三丁目6-19 山本ビル

TEL:0985-25-7051